

『田舎新聞』の発足をめぐる一二三の問題

野田秋生

『田舎新聞』の創立・発足については広池千九郎『中津歴史』に、明治九年「十一月十三日始テ田舎新聞ヲ発行ス、始是ヨリ前、村上田長・山口半七・中野松三郎・是恵真楫等相謀リテ有志ヲ募リシガ是ニ至テ成リ、五圓ヲ以テ一株トシ百八十株ヲ得テ之ヲ資本トナシ以テ本社ヲ創立ス」(句読点は筆者)とあり、また開業式で挨拶したのが村上田長・中野松三郎・奥平毎二郎・手島春司・是恵真楫・増田宋太郎・長野恰・尾林聰雨と竹下権次郎、祝宴には県官の堀兼元脩や代言人後藤純平らが出席したことがわかつていて(『田舎新聞』七八号)、この大分県最初の本格的な新聞の発起・推進者の名前は知られていた。(但し、増田宋太郎の発意と村上らの計画が合体したものとする説や、増田の「民権論」によつてこの新聞が性格づけられたという説があり、果ては増田の「共憂社」の機関紙だたとするものまである⁽¹⁾。)

ところでこれまで、その計画がいつ頃から始まり、どのように準備が進められ、新聞社の組織はどうなつっていたかについて言及されたことはなかった。また彼ら発起人たちがどんな動機で新聞事業を思い立ち、どういう新聞を目指していたのかについても、春田国男氏が紹介された『大分県地方史』一五三号)村上田長の「田舎新聞開社ノ祝詞」稿の他には拵るべきものがなかつた(この、やや戯文めかした原稿は上の開業式の挨拶原稿というだけでなく、字数まで書き上げられているから新聞紙面に掲載を予定したものと思われるが、現在創刊号が完全な形では見ることが出来ないので、発表されたのかどうか不明である)。

本稿はそうした『田舎新聞』の創刊・発足をめぐつて、新史料も紹介しながら、①田舎新聞社創立の理念・目的と新聞社の

組織、計画はいつごろ出来、②どのように準備は進められたのか、③出発した『田舎新聞』の性格はどんなものであったか（裏返せば増田色の有無・濃淡）について検討を加えてみようとするものである。

一 創立の計画と趣旨—「田舎新聞社仮則之序」

ここに「田舎新聞社仮則」、という文書がある。これに「田舎新聞社仮則序」という文書が付綴されていて、前者は十枚、後者は六枚の和紙に活版印刷されたものである（梅木光男氏蔵・後掲写真参照）。このうち後者が、いわば田舎新聞発行の趣旨・理念を説いたものである。以下、やや長いが全文を紹介する。（旧字は新字体に改め句読点を付した）

新聞紙ノ我日本ニ溯ルヤ今ヲ距ル僅二十年前ニ在リ、爾來諸社ノ開業ハ日ヲ逐テ多ク明治八年七月ヨリ今九年六月ニ至ル中間十二ヶ月ニ於テ開業スルモノ七十有余、固ヨリ各社結構ヲ異ニスト雖トモ百折不撓ノ精神ヲ以テ奇ヲ出シ新ヲ闘ハシメ、惡ヲ懲シ善ヲ勧メ、天下ノ耳目ヲ開通シ、國運ノ隆盛ヲ賛ケ人智ヲ上進シ、民權ヲ恢復セント欲スルニ至テハ即チナリ。試二十年前ノ景況ヲ挙テ之ヲ今日ニ対照スル、殆ト居ヲ別世界ニ遷スノ觀ヲナセリ。此其淵源ヲ宇内ノ大勢ニ發シ来リテ政府ノ措置亦宜キニ出ルト雖トモ、三千五百万ノ思想ヲ転換シ民心稍其帰向スル所ヲ知ルモノ各社新聞ノ功其八九ニ居ルト云フトモ何ノ不可カ之有ラン。然リ而シテ今ノ新聞社ナルモノ多クハ大都幅濶ノ地ニ在ルヲ以テ議論自カラ高尚ニ涉リ或ハ義理ニ拘り実際ニ施シ難キモノ少シトセス、況ヤ民間ノ事情ニ於テオヤ、是我党ノ最モ遺憾トスル所ニシテ敢テ沈黙シ能ハサル所ナリ。凡ソ廟堂官吏ノ政務ヲ行フト縉紳学士ノ時事ヲ論スルハ能ク其民間ノ事情ヲ審ニシテ然ル後始メテ緩急順序着々肯綮ヲ得ヘキナリ。民情ヲ審ニスルノ世務ニ於テ至緊至要ナル夫レ此ノ如シ。然リ而シテ各社新聞ノ未タ爰ニ及ハサルモノ、其智深カラス其学窮メサルニ非サルナリ、蓋シ居ヲ都下ニ占メ勢ヒ自ラ能ハサル所ナリ。加之官吏学士ナルモノ多クハ旧諸藩士ノ間ヨリ出身スルヲ以テ從来人民ト其範囲ヲ異ニシ牆壁ノ高キ九仞啻ナラス。故ニ其民情ヲ

聞ク猶九譯ヲ重テ舊情ヲ想像スルニ似タリ。畢竟其範圍外ニ居テ思想推測ヲ範圍内ニ及スモノ未タ其寒況ヲ了解スルノ種子ヲ得サルナリ。偶マ民間ヨリ出ルモノアルモ、幼ヨリ家郷ヲ離レ文字堆中ニ生長シ學術技芸ヲ以テ政府士林ノ間ニ出没シ爰ソ民情ヲ知ルノ種子ヲ得ンヤ。良種子ヲ得スシテ嘉穀ヲ収メント欲ス、三尺ノ童子モ其能ハサルヲ知ル。因テ我党將ニ我田舎ノ民情ヲ主トシ、内外諸新聞ニ就キ苟モ言ノ民情ニ涉ルモノ之力評語ヲ附シ、又普ク各国ノ奇事異聞及諸家ノ論説ヲ蒐輯シ其精ヲ撰ミ華ヲ抜キ、苟モ社会ノ公益ニ供スヘキモノハ悉ク登録シテ以テ世ニ敷ントス。乃チ紙二題シテ田舎新聞ト云ヒ社ヲ命スルニ田舎新聞社ヲ以テス。社中主意ノ存スル所ハ、若干ノ金員ヲ投棄シ己ヲ損シテ人ヲ益シ以テ一世ノ幸福ヲ興シ、天賦ノ自由権利ヲ買ハント欲スルニアリ。抑モ人民ノ自由ハ天賦固有ノモノナレハ、今之ヲ買フト云ハヽ人或ハ疑ヲ容レンカ。國家ハ素ヨリ我輩人民公共ノ所有物ナリトイヘトモ、無知蒙昧ノ人民負担ノ任ニ耐ヘサル所アルヲ以テ君主專裁之ヲ統轄シテ遂ニ政府ノ私有物トナルニ至ルモノ茲ニ數千百年、今我聰明慈仁ナル天皇陛下神明ニ誓ヒ天地ノ公道ニ基キ、國家ハ人民公共ノ所有物ナリトイシテ之ヲ人民ニ還附スルニ似タリトイヘトモ、吾党同胞三千五百万入、無氣無力ノ慣習ヨリシテ自カラ其自由権ヲ棄抛シ、天理人道ノ存スル所上下通義ノ在ル所ニ至リテハ恬トシテ顧ミス、何ヲ以テ公共所有物負担ノ任ニ耐ユヘケンヤ。嗚呼人民ノ卑屈如此、歐米人民活発ノ精神獨立ノ氣象、固ヨリ夢寐モ之ヲ見ルコト能ハス、豈遺恨慚愧ノ至リナラスヤ。今此卑屈ナル同胞ヲシテ自由精神ヲ發達シ負担力ヲ増益シ歐米人民ト對等ノ地位ニ進マシメント欲スルモノ、田舎草莽ノ野人ヲシテ広ク内外人民ノ風彩ヲ了知シ普ク官吏学士ノ言論ヲ聽キ以テ天地ノ真理ヲ認メ得ルニ至ラシメ、又官吏学士ヲシテ民間ノ事情ヲ洞知セシメ以テ同胞兄弟相頼リ相扶ケ相生養シ相競起スルノ通義ニ於テ立法ノ黨議行政ノ実際ト相抵触スル事ナキニ至ラシムルニ非サレハ能ハサルナリ。其之ヲナスモノ専ラ新聞紙ノ力ニ頼フサルヲ得す。今若干金ヲ抛チ此新聞ヲ發行スルモノ其自由精神ヲ買フニ非スシテ何ゾヤ。然則我新紙載スル所ノ良種子果シテ廟堂官吏縉紳学士ノ頭腦ニ浸染シ化シテ施政ノ現務ニ顧ハシ、議論ノ影響ヲ三千五百万ノ同胞ニ普及シ、世運民智ト俱ニ上進シテ歐米人民ト對等ノ地位ヲ占メ天賦ノ自由権ヲ全フシ、以テ無量ノ幸福ヲ稟クル豈愉快ナラスヤ。

世運果シテ如此、我党亦与リテ力アリト云トモ敢テ誇言ニ非サルナリ。夫人物ノ品位ニ於ル蓋一身ノ材力能ク其庇蔭ヲ社会上ニ及ホス自から大小広狹ノ差ナキ能ハス、其大且広キヲ上等トナシ小且狭キモノ之ニ亞ク、其材力ナク又自立ノ心ナキモノヲ下等トナシ奴隸トナス。我社中ノ如キハ学浅才疎且財産ニ乏シトイヘトモ觀察ヲ地地球上ニ下シ目的ヲ宏遠ニ期シ其上等ヲ以テ自任スル亦已ムヲ得サルノ勢ナリ。今夫我天皇陛下ノ深ク宸襟ヲ惱シ玉フ所以ノ者ハ豈外人ノ我ヲ視ル事嬰兒ノ如ク、交際ハ其横暴ヲ肆ニシ貿易ハ其壟斷ヲ私シ倨傲貪婪至ラサル所ナキヲ以テノ故ニアラサルヲ得ンヤ。要スルニ我國力ノ未タ彼ニ及ハス人智ノ未タ彼ト齊シカラサル所アルヲ以テナリ。苟モ血氣アルモノ思想ノ一点爰ニ及フアラハ愛國ノ衷情禁スヘカラス、血涙潛々垢ヲ含ミ恥ヲ忍ヒ以テ憤進勇往彼我對等人民タルノミナラス却テ彼ヲ凌駕スルノ位地ニ進ミ以優渥ノ歡旨ニ報答スル者我党人民ノ自任シテ敢テ辞スヘキ所ニ非サルナリ。是我社微意ノ存スル所ニシテ政府人民ヲ聳動啓發セント欲スル所以ナリ。世人我党ト志ヲ同シクスルモノアラハ希クハ統々入社アリテ俱ニ本社ノ隆盛ヲ図リ、結果ヲシテ一日モ早ク社会上ニ表出セシメ、以テ我党ノ目的ヲ遂ゲシメラレン事ヲ。若其奴隸自居リ卑屈自甘スルノ徒ハ素ヨリ入社ヲ強ユルニ非サルナリ。

明治九年八月

さてこの史料から、さしあたつて次の点を指摘できよう。

まず第一は、文末ではつきりするように、これは同志（社員または株主）を募る呼びかけ文である。その為にここでは、発起者たちの意図や抱負が、より直截に、かつ格調高く表現されているとしてよい。

第二に、そこで述べられているのは、人智上進と民権恢復に新聞の果たす役割の大さきを確認した上で、都會のそれは民間と地方の民情と離れがちであり、かつ「議論自カラ高尚ニ涉」つて難解で地方民衆の耳に入りにくい。しかし一方で、地方人が無知蒙昧のままで天賦の自由権を全うし得ないなれば君主の私有物があつ民の公有物となつた国家を負担する効を持ち得

ない」と述べる。つまりは福沢的啓蒙思想の論理である。

第三に、したがつて必要なのは「官吏学士」に田舎の民情を知らしめると共に、「田舎草莽ノ野人」には奇事異聞・論説の精を提供して彼らに「活発ノ精神独立ノ氣象」を養わしめることでなければならない。つまり『田舎新聞』の使命は一つ、都会の官吏学士に対する地方・民間の立場の主張と、その地方民衆に対する啓蒙の必要であり、だから新聞、それも『田舎新聞』を始めねばならないということである。

第四に、以上の趣旨から読み取らねばならないのは、ここに集まっている発起者たち、田舎町中津の有識者たちの見識の高さと、文の最後の語気の激しさに表れている、地方の新時代の指導者としての強烈な自負心と使命感である。

第五に注目されるのは末尾に記された日付である。つまり明治九年八月には田舎新聞社創立計画はできあがつていたのである。相談が始まつたのは無論その前である。

最後に付け足せば、この文書の印刷はどこで行われたかという問題がある。後に見る東京の朝吹英二・山口半七の十月二十四日付書簡には、中津には木版師もいる事だから「木版ニ而御摺立相成ハヽ如何との説も」あつたがと書き、そのあとで新聞発行までに買い入れを指示したものゝ中には活版印刷機はなく、かつ「大凡ハ摺職人承知之事」としているから、中津には始めて活版印刷機は無かつたが、八月までに印刷機・活字(但し新聞用のではない)を買い入れていて、それで印刷したのかも知れない。

二 新聞社の組織と機構——「田舎新聞社仮則」

次に田舎新聞社の組織・機構を「仮則」によって見てみよう(煩を厭うて要約する)。「仮則」は「第一則 社中ノ約束」八条、「第二則 社務ノ程限」一六条、「第三則 社員ノ職掌並雇人ノ職務」(箇条別なし)から成る。

第一則の一条は「此社ハ一株五円ノ資本金ヲ以テ成ル」こと、二条は社長・編輯長・会計方・印刷人などの「社員」と、資

金のみを出した「株主」に、「社中ヲ別テ二トナス」とする。入社、会計、配当などの規定のあと七条で「此社ハ十ヶ年ヲ以テ一期トナス」故に、その間は如何なる事故ありとも株金の還付は許さない。

第二則で当分は「毎月曜日」刊行、毎土曜午後一時から刊行までが勤務時間などと定め、五条で社長と会計方は株主でなければならない。つまり編輯長・編輯人は株主でなくともよいわけで、初代編輯長の増田はのち社長になっているから株主であつたろうが、後に仮編集長になる増田の実弟の岡本真阪の場合はどうであろうか。

六条では社長・編輯長欠席のときは「社員ノ内臨時之ヲ撰ムヘシ」とする。但しこれは実務上のことであつて、紙上には必ずしも臨時代行者の名前は記載されなかつたらしい。

なお社員は当分は無給である。会計年の後に剩余金が出た場合に、その五分一を社員に配賦(株主に五分一、積金五分二)。以下に壳捌、通信等の規定。

第三則では社員・雇人の定員及び職務を規定する。社員は社長一名・編輯長一名・編輯人定員なし・会計方一名・印刷人一名。

雇人は書記一名・印刷手・探訪方・通信者・壳捌人以上四つ定員なし。なお雇人の待遇規定が無い。おそらく検討が不十分だったのである。

三 準備1—株主募集

さて次ぎは株主を募集しなければならない。それは単なる事業への出資者ではなく、「仮則序」末尾にあるように、わが党への加盟者(同志)でなければならないのである。

ところで、実は「田舎新聞社仮則」の最後のページには、同じ筆跡で一四名の名前が記載されている。おそらくこの文書は、その保存場所から、梅木芳太郎(耶馬渓中磨村の平民、のち政談結社の相愛社を組織、豊州立憲改進党に参加、県會議員)に、

田舎新聞 每週刊行

発起者の誰か（または代理人）が株主（梅木の住所からして社員ではあるまい）として参加することを勧誘したときを持参したものらしい。梅木はかつて村上田長が教えていた私塾跡田村琴川学校に学んでいた⁽²⁾から、その縁で村上が働きかけたものかもしれないが、更にその上にこの地域の同志＝株主募集の世話役も依頼されたらしい。

表題の下に回覧者のらしい印がある。

「仮則」の最後にある名前はその際に、それまでに決まっていた株主の名前を尋ねて梅木が記載したものであろう。

記載されている名を順にあげれば次の通り。

増田宋太郎・是恆真楫・西次郎太郎・山口半七・奥平浩・島津万次郎・竹下権次郎・森元蔵・陣野広平・村上田長・新庄閑衛・尾林聴雨・奥平毎二郎・中野松三郎

『中津歴史』によれば創立時の株数（払込済かどうかは不明）一八〇株だったというから、これらの名前は募集の早い段階で決まっていた人たちだったと思われ、したがってこれらの人々が田舎新聞社創立の推進者だつたのであろう。

さてこの氏名を記載したページの左側は空白（上掲写真左端参照）だから、勧誘者の挙名する順に右側から縦方向に記載して行つたものであろうが、記載順（勧誘者の挙名順）に特に意味があるとは思わ

れない（不在の山口や社長になる村上の名の記載順序から）。ただ増田が真っ先に挙げられているのは、当時増田がこの地方の有識者のいろんな意味での関心を集めていたことを示すのかも知れない。ついであげられている是恵・西は増田系とされたことが多いが、しかし以前から交流があつた西は、すぐ後で見るよう当時は中津にいないし、是恵は九年に初めて増田を知つたと言つてゐるから、八月に中津に帰つたという増田とはまだ交渉は始まつたばかりの筈で、増田・是恵が特に強く結束していたとは思えず、この記載順序は増田一派が田舎新聞社創立を主導したことを示すものではないだろう。

その他の名前のうち、まず島津・奥平（毎）・中野は中津市校の事務委員（今の理事にあたる）であり、尾林もそうだつたことがある。山口は市校設立に尽力した山口広江の息で、当時は慶応義塾出版局の支店として下関で書籍・呉服販売の亀屋を經營していた。十年に帰郷してからは市校事務委員。増田もこのころ中津市校で英書を学び訳書を講じていた可能性がある。

西次郎太郎も八年に上京して、実は郵便報知新聞社に入つてゐる。当時の『郵便報知』は栗本鋤雲・藤田鳴鶴のもとに慶応系の色を濃くしていた（尤も西は記者ではなかつたらしいが、新聞經營については助言できたろう）。なお九年三月末に上京した増田は当然この西と会つてゐる筈で、其の際に西が増田に新聞經營の有利さを説いたことは有るかもしれない。しかし増田の帰津が八月だとすれば、その時には、「仮則之序」の日付から見て、新聞社創立構想はすでに動き始めていたとせねばならない。

竹下は『田舎新聞』編集員の後に慶応の教員。是恵は宇佐郡畑田村のもと里正。明治七年八月、上京して左院に「賦税平均並華士族減禄建言」を提出しているが、九年に中津に来て村上・中野らと交わつてゐた。記載されている十四名中、彼一人が平民で、他はすべて旧中津藩の士族であるが、中津市校ひいては福沢ないし慶応義塾系の人が多いことは一目瞭然である。なお中津市校については、明治十二年のものであるが「中津田舎新聞社へ市校より繰替金アリ逆モ一時ニ返弁ス可キ模様ナケレバ当分在東京同新聞紙購求之人々ヨリノ代価ヲ以テ」云々という記録がある（^二）から、理念だけでなく、経営的にも重要な関係を作つてゐた可能性は高いと思われる。開業式で市校教師の手島春司（福沢の縁戚）が祝詞を述べてもいる。

四 準備2—新聞活字の購入

村上記念館に「村上田長・是恵真楫・中野松三郎宛明治九年十月二十四日付朝吹英一・山口半七書簡」が所蔵されている。これは冒頭「十月七日附之貴簡並ニ星合君へ御伝言之咄巨細承知仕候、活字之儀も先日來度々押合仕、且代価之義モ種々熟談ニ及候處、漸ク四号文字ニ而毫厘五毛、五号毫厘迄直引候故、夫ニ而居リ合申候(下略)」と書き出されている。つまり村上らが多分八九月中に活字購入の交渉を朝吹・山口兩人に依頼しており、それについて十月七日付で状況を問い合わせたのである。朝吹・山口は共に慶應義塾出版局に関係し、山口は當時下関にその支店を出して經營にあたっていたことは前に見た通りである。

しかし中津側にはむろん経験が無いわけで、例えは活字と言つても何号にするか曖昧だつたらしく、四号で始めて追々に五号にしたい、ということも依頼の書面にはあつたらしいが、それでは「新聞活字は大量に必要で」不経済だから、何号にするかを決めて至急に電信するように朝吹・山口から助言されている。そして「当地ノ如き朝夕弁理の土地ニ而も少なくて十万内外ハ相備ヘ不申ては摺立出来兼可申(中略)博聞社とも熟談の上(中略)必要ノ文字ニ而不足ノ分ハ新ニ铸造相願、伊呂波字引か其手近き字書ニ引合セ十万個、数ハ相揃ヘ可申積也(中略)左候得者、来月二日乗船之山口梁之使ヘハ多分間ニ合可申」とあるから、実際に間に合つたかどうかわからないが、十一月上旬には活字は入手できたのである。山口は半七、梁は梁雅路(島津万次郎の弟で奥平家の家扶築氏に養子に入る、中津・東京をよく往復していた)であろう。

さて、問題はこの書簡の宛先(つまり活字の発注人)の三人で、彼らこそ田舎新聞の発起者の中心であり、新聞社創立の実務的責任者だったとして間違いあるまい。

村上は筑前秋月出身、中津村上家に養子に入つた蘭方医。田舎新聞社初代社長、のち大分師範学校長、玖珠郡長。「田舎新聞社開社の祝詞」は春田氏が紹介されたことは前述した。

中野については詳しいことはわからないが、慶應義塾卒業、交詢社員、十年代初めは植木枝盛とも交流があつたことが植木の日記でも知られる。市校事務委員。公職についたことは無いらしいが、長らく中津での社会的問題や事業における世話・調停役をつとめた。⁽⁸⁾

是恵は前に見た。かつて白石照山に学んだ漢学徒だという。⁽⁹⁾

なお朝吹・山口書簡の最後に「尚々、新聞御発兌迄、未ダ余程之御間日候ハバ御三名之内、御老人御出京被成、当地新聞屋之草説御目擊被成候而ハ如何哉」とある。誰がこれに応じたのかはつきりしないが、是恵が増田の蜂起の日に中津にいなかつたのはその為かもしれない。但し開業式に挨拶しているから、上京したとしてもそれ以後ということになる。

五 準備3—引札(宣伝チラシ)

新聞用活字は十一月初めには届いたらしい。さつそく十一月八日付で、これを用いて発刊を予告・宣伝する引札||チラシ(?)が発行されている(前掲写真右端)。先の「序」と違つてこちらは一般(読者として獲得すべき)人向けの発刊趣意書であるが、「序」と比べてやゝ姿勢を低くしている感じなのは注意される所であろう。主な部分は次ぎの通り(句読点は筆者)。

近來東京其他所々に於て発行する新聞紙、大ハ一国の経済法律交際の有様より小ハ裏坊の夫婦喧嘩に至るまで悉く登録して世に布けりと雖ども、如何せん奥妙なる文句にて高尚の議論を書きたるもの多く我々田舎者の目にてハ恰も乞食に濃茶を飲ませたるか如く頓と味ひを知ること能ハざる也、殘念の至と云ふべし。此度我社に於て田舎新聞と云ふ一紙を発兌して其題号の意に背かず、政事法教の議論ハ二の手に退ぞけ、先一番に民間に適切なる利害を論じ、傍ら勸懲の意を含み、事の大小内外に拘らず苟も世の幸福となるべきものハ、記者の力のあらん限り容易き文句に書き綴り淨瑠璃本の読める位の人ならば難なく解るべき様にして、来る十三日より七日(即月曜日)毎に一枚宛刷行すべし(後略)

この後には、社の所在地、各地の売捌所、定価及び広告料、社印などが記載されている。

先の村上田長の「開社ノ祝詞」が戯文に近いスタイルなのも、この「容易き文句に書き綴り」という方針によるのであろう。

六 『田舎新聞』発刊とその規格

こうして十一月十三日に『田舎新聞』創刊号が発行され、県官も迎えて開業式を行い、夜は忘言亭で祝宴を開いた。¹⁰

しかし発行された新聞は、これまで美濃紙大の西洋紙の縦版、上端に題字を横書き、本文三段組、四ページだったとされた來¹¹た。しかしこれは誤りである。その体裁になつたのは、今見ることが出来るものでは六四号からであつて、発足したときの『田舎新聞』の体裁は違う。

今創刊号は見ることが出来ない（但し中津の福沢記念館に創刊号一面の半分を写した写真がある）が、大分県立図書館にある九年中の四号から六号のうち、四号は明らかにコピー、五・六号は一面と二面は別紙（つまり裏面は印刷されていない）で、しかもその一枚は二枚の紙を貼りつないだものであつて、紙質からしても、これも明らかに複製品である。

東京大学明治新聞雑誌文庫に所蔵しているものも、十年分のうち、コピーでないのは二二・二六・二九・三六・四八号の五日分だけであるが、これらはすべて表裏印刷で、もちろん二枚の紙を貼り合わせたものではない。購入者は福岡市の書肆で、所蔵印がある。総覽に供されたものかも知れない。紙質からしても、これが原物としてよからうが、これで見ると『田舎新聞』の体裁は次の通りである（創刊号も同じであろう）。

まず紙型は横長（例えば初期の『郵便報知新聞』などと同じ）で、紙面の大きさは号によつて少しづつ違うが、ほゞ縦三三センチ×横四五センチ、表裏一・二面のみで、一面は右端に新聞題字を縦に入れ、記事は三段で、右端から始まり左端まで行つて次の段の右端に続く、つまり一面一頁である。二面三段左端に編集長・印刷人（時に社長）の名前が印刷されている。福沢記

念館の創刊号の写真が一面の半分なのは、横長紙型なので真ソ中から半分に折っていたものであろう。

七 発足期の論調と増田宋太郎

さて、もちろん初代編集長は増田宋太郎であった。しかし、上に見たように『田舎新聞』創刊計画の推進者は中津市校周辺の、いわば「穩健・開明派」であった。しかしそれなら田舎新聞社が増田を初代編集長に迎えた理由は何だったのだろうか。

当時の新聞事業の常識として、編集長は優れた文章家でなければならぬということがあり、増田は文章家としての評価が高かつたらしいから、それが理由だったかも知れない。しかし一方、増田がこの年はじめ短期間だが慶応義塾に入ったとも(入社帳に名は無いから正式に学んだのではなかろうが、例えれば旧友朝吹英二の線で慶応出版局に身を寄せる等が考えられる)、すぐに帰郷して夏ごろ市校で英書を学び訳書を講じたとも言われるが、それで彼が道生館いらいの「過激・皇學派」の立場を捨てたと考えるほど、中津の「開明派」が無邪氣ではあるまい。士族反乱があいつぐ情勢を背景として、下級あるいは不平士族層からある種の人望を集める増田のつなぎ止めという思惑であったというのが実相かも知れない。

いっぽう思想的反対派が創立した新聞社の幹部社員を引き受け、実弟岡本真阪や久保益良ら腹心を引き連れたらしい増田の側にはどんな思惑があったか。かつての同志(西・川村矯一郎・大橋奇男・岡部伊三郎・寺尾忠二郎ら)は中津を去り、道生館もない状況で、とりあえず一党の拠りどころにしようとしたのだろうか。

しかしそれが何であつたにせよ、田舎新聞の紙面づくりに増田はどれだけ主導権を發揮し、どれだけ増田色を盛ることが出来たのであろうか。

ところで前記春田論文に指摘されている通り田舎新聞には社説欄が無く、しかも現在見ることの出来るものはごく少なく、九年中は四〇六号、十年中は全部で一三日分にすぎない(マイクロを県立図書館所蔵)。但し投書欄があつて、中には社員が投書をよそおつて執筆した可能性もあり、どの投書を採用するかは編集権に属するから、これらは検討の必要があろう。いちお

う九・十年中のものとその要旨をあげる。但し増田の蜂起前は十九号までである。無題はハヽに冒頭書き出し部分。

四号 △当小区用務所ヨリレ 士族名鑑に登録の手数料取るのは不當ではないか

有頂天ノ説(鳥有居士) 父兄が学校費用を吝むのを批判

五号 △両眼ヲ開キテ中津市中現今ノ景況ヲ見ヨ(田中緑) 「一国ノ独立ヲ維持スルノ元氣ハ公共ノ氣象ナリ」と主張

へ人車轟然トシテ走り来ルレ(宮村直義) 支庁裏門を往来の邪魔になるから撤去せよという論に反対

六号 区画ヲ一変シテ区戸長ヲ撰抜シ大ニ学事ヲ拡張スル事ヲ論ス(大頭海老) 後述

答宮村君投書(田中稻香) 支庁設置は人民便利の為だから往来の邪魔をすべからず、裏門撤去をすべし

一四号 徵租法ヲ論ス(畑田耕作) 次々行参照

△該地有志ノ諸君綿服着用ノ社中ヲ結ブレ(六角巽) 虚飾の開化でなく眞の精神開化を目指せ

一五号 徵租法ヲ論ス(一四号の続き) 地租金納は農民に不利あり、米納金納を併用すべし

一六号 七転八倒ノ記(蔽医黙庵) 支庁隣家の火事の際の右往左往ぶりを見て賊襲來の場合を憂慮

書生氣質論(日出の宮村直義) 少年よ徒に官途に熱中せず農工商に励め

一八号 △凡ソ戰闘ハヽ(水上浮草) 「鹿児島暴徒ノ兵ヲ擧ルヤ果シテ何等ノ名義アリ」や、輕舉妄動するなれ

△方今世上嘗々唱フ処ヽ(餘霞樓主人) 討薩戦争に無関心は不可、世上の談論を封ずるな

一九号 告各社新聞記者(福岡三木竹原) 後述

△今回鹿児島県下ノ暴徒ハヽ(田中稻置) 西郷に名義無し

二二号 呈干在郷学友(在京 暢谷城漁父) 遠大の志を持て、「勇往敢為ハ立身ノ精神ナリ」

述懐(庄茶坊主人) 西郷・薩摩士族は道を誤つた

二六号 二十四号統(枕山游水) 「言論ヲ開キ民權ヲ拡張」する為にも戦乱早期収束必要、西郷らを処遇せよ(榎本の例)

あり)、華族や板垣・勝らが調停に動かないのは理解しがたい

△我輩一疑ヲ心裏ニ挾ム▽(水上浮鷺 郵送)

戦後にインフレ(紙幣価格下落)が起こるのではないか

二九号

客中瞥見(平民晩来生) 中津は民会と市校で優れるが、士族の無氣力は憂うべし、天保義社の奮励努力を望む

△一犬影ニ吠テ万犬声ニ応シ▽(板井清平)

郷里親友の臼杵・岡土族の動向についての書簡

三六号

答竹田範子民会論(湯城晩翠 郵送)

民会早期開設に賛成、区戸長は行政者だから参加不可の意見には反対

四八号

△當市中ニモ禄券銀行設立ノ相談▽(白雲道人)

中津振興のため「人々ヨ此挙ヲ称賛補弼アレ」

蓬萊豆(竹田範 随筆) 戰乱中に簇生したアイマイ屋・壳淫等についての戯文

これらの中、増田色ということが言われて来たのは六号(九年十二月十八日)の「区画ヲ一変シテ区戸長ヲ選抜シ大ニ学事ヲ拡張スル事ヲ論ズ」である。しかしこれを増田またはその一派の執筆になるとすることは出来ない。この点については曾て考証したことがあるが、ここで簡単に繰り返せば、先ず区画一変論については文中に「中津下毛ヲ除ク」とあつて豊後についての立言だから、大分師範某という署名を信じてよからう。区戸長民撰論についても、それまでは宇佐・下毛郡など小倉県管下の豊前は戸長民撰制だった。尤も大分県編入に伴つて官撰への変更が指示され(『中津歴史』は十二月に「一小区」に対しても「一区」とするが、県庁の示達を集成した『県治概略』にはこの命令は無いから、時日は明らかでない)、それから激しい反対運動が起こり、ついに民撰をかちとつたとされるが、こうした経緯についての言及はこの投書には無い。官撰命令と投書掲載の先後は微妙であるが、命令前なら豊前に於いては、現に民撰だから論が成り立たないし、命令後なら、その命令に触れないことは、投書の趣旨からして豊前人ならあり得ないだろう。けつきよく投書者は豊後人と見るしかなかろう。尤もこの投書は、はからずも戸長民撰運動支援の役割を果たしたはずである。但し二月中に発行されている『田舎新聞』一四・一五号に関連記事は無く、この民撰運動に対してどういう態度をとったかは不明である。(なお『中津歴史』は二月に民撰制復帰をかちとするとしているが、『県治概略』には三月十二日に「庶布無号」で官撰命令が撤回されている)

シ此ノ總代ヲシテ人民ヲ保護セシメ此番頭ヲシテ名代等ヲ勤メサスル時ハ吾輩ニ於テモ安心ナル哉決テ給料ハ直切ルマイ」と付言した(末尾の軽さは気になるが)編者を編集長増田として、そこに彼の編集姿勢を見る事ができるというにとづめるべきであろう。

一四・一五号の「徵租法ヲ論ス」は『郵便報知新聞』一〇年一月二三・二四日の同題社説を引きながら、これに更に地方の実情を加味して、足らない(と筆者が考えた)点を補つたもので、論旨を極めて的確・精致に展開したものであるが、むろん増田ら士族の論ではない(畑田耕作という名前はいかにも筆名らしいが、畑田は畑田村の是恵真楫を思わせる)。

一六号の「七帳八倒」の藪医黙庵は村上田長かもしだれない(「開社ノ祝詞」の戯文調に似る)が、何を意図したものかはつきりしない。

一八号の水上浮草は増田らの動きを警告したものらしいが、餘霞楼主人は水上説への反論という位置付けだろうか。

一九号の三木投書は新聞論の形をとりながら、実は西郷・薩摩軍の奮闘ぶりを強調するのが狙いで、これは明らかに増田らを勇気づけるものであろう。

しかしこの他には増田色の濃い投書は無いし、さらに一八・一九号(三月十九・二十六日)で増田は社長とされ(新聞奥付に記名)、編集長は橋本健ついで岡本真阪とされているが、早く松下龍一氏が炯眼にも指摘されたように⁽¹⁶⁾、それは増田が社の実権を握ったということではなくて、むしろ編集から実質的に離脱していたことを示すものであろう。

雑報欄も、取材力の問題もあって官発表・中央紙記事の要約転載によらざるを得ないから、例えば熊本や秋月の士族反乱は初めから「賊」「暴徒」としており、僅かに一六号に『西海新聞』からの転載として、鹿児島県令大山綱良の薩摩軍上京についての各県・鎮台宛通知を掲載しているのが、ほとんど唯一の西郷サイドのニュースと言えよう。

以上の検討の結果、増田はけつきよく『田舎新聞』の編集面においても主導権をとることは出来なかつたとしなければなら

ないようである。

しかし、そもそも増田は田舎新聞編集に、どれほどの熱意も持たなかつたのではないか、という疑問がある。

増田に、「十年一月三日將赴于鹿児島前一夕同諸子開離筵席」（元日は休刊し八号は八日に発行）と題する漢詩（以下、漢詩は『増田宋太郎遺稿』）があつて、「再為桜洲客、未見桜洲花、安能得一朶、微衷報國家」と賦している。旅立つのである。七号を発行したあとの年末、鹿児島に行く小林某に誘われたとも言うが、もちろん直ちに決意しているのだから、すでに心は昂ぶつていたのである。「馬闕羈樓書」という絶句があるから、実際は四日に宇島発下関行きの定期船（四・九の日発^{〔17〕}）に乗つたのであろう。博多・長崎経由であつた。

鹿児島では西郷には会っていない。主に桐野利秋らと語らつたという。

「一月下旬將發鹿児島城前一夕設離筵（中略）賦詩歌以述懷」しているから^{〔18〕}、私学校生徒の兵器庫襲撃後の状況を見るか聞いていたはずである。「一月三十日過黒瀬（現黒ノ瀬）」、「同日泊潮深浦（現牛深）」と題して絶句を賦しており、鹿児島から陸路を川内か阿久根あたりに出て、そこから長崎行の船（牛深はその航路の寄航港として栄えていた）に乗つたらしい。「二月一日發潮深浦赴沓津（口ノ津）」題の絶句には「天草島辺波和烟、船環奇石恠巖間」と賦しているから、たぶん天草下島東側の内海を通り、一日夜は「荒湾」（『郵便報知新聞』二一年一月九日掲載の同作品では「花湾」となつてゐる）に停泊、翌二日沓津到着、それからは陸行したか船で橘湾を渡つて茂木あたりに上陸したかわからないが、二月四日には長崎圓山（丸山）の嘉満屋で岡本真坂・梅谷安良らを交えて酒宴を張つた。「五人豪客無一銭」という一絶がある。また「桜花残在桜州上、僅保揚々自主品牌」と薩摩・西郷への期待をも述べているが、しかしあくまでも薩摩軍の進発近しという切迫の気配は無い。それからは、おそらく行きと同じ船旅だつたろうが、中津帰着は早くて二月十日ごろであろうか（陸路としても同じ）。しかし薩軍の進発が同月十五日であることを考慮すると、彼らの行動は必ずしも状況の切迫に対応しきれていないように見える。

それはともかく、岡本や梅谷らは鹿児島まで同行したのだろうか、それとも長崎で待つていたのだろうか。いずれにしても

『田舎新聞』編集や戸長民撰鬭争は捨てゝいたことになる。『増田宋太郎略伝』は九月(実は十月)に熊本神風連・萩の乱が起ると「安ソスル能ハズ」中津市校を退いたと書いているが、増田の心は此處にあらず、というのが実情だったのではないか。

けつきよく発足期の『田舎新聞』について、増田は有意味な役割を、主体的に果たすことは無かつたと言わざるを得ないであろう。まして『田舎新聞』が「共憂社」の機関紙であるなどということはあり得ない。

註

- (1) 熊谷克巳『増田宋太郎』(大正二年 一豊新聞社)六〇頁 今永清二『福沢諭吉の思想形成』(一九七九年勁草書房)一一七頁。
- (2) 大悟法雄太郎『大分県紳士縁』(明治三七年 大悟法雄太郎)二七九頁。
- (3) 前出熊谷書中「扇城烈士伝」一六頁所引のは是恵「祭増田宋太郎文」。
- (4) 大橋奇男『増田宋太郎略伝』(明治十六年著)五丁(明治十六年編『増田宋太郎遺稿』所収 明治一七年 出版人 不明)。
- (5) 右『遺稿』四六丁および前出「烈士伝」一五頁。
- (6) 「公文錄」中の「建白書」(国立公文書館)。
- (7) 「市校事務委員集会錄事」(小久保明浩氏惑)。
- (8) 「慶心義塾出身名流列伝」(明治四二年 実業之世界)四一九頁 その他。
- (9) 『議会制度一〇〇年史・衆議院議員名鑑』および前出「烈士伝」一五頁。
- (10) 『田舎新聞』一七八号の竹下権次郎の起業祭祝文。
- (11) この間違いは長野潔『大分県政党史』(大正十五年 豊州新聞社)一〇〇八頁の記述に始まるらしいが、同書は写真参照としており、写真是八八号(明治十一年七月一日)のものである。

(12) 例えば早くも明治十一年の『今体名家文鈔拾遺』(土居光華編 有村社一刊)に蜂起の際の檄文が収録されている。

(13) (4)と同じ。

(14) 挑著『大分県政党史の研究』一二〇頁

(15) 広池千九郎『中津歴史』(明治二十四年 広池千九郎)二六六頁。

(16) 松下龍一『疾風の人』(朝日新聞社)一四五頁。

(17) 『田舎新聞』四号所載の宇島蒸氣船問屋廣告による。

(18) 以下の行程は前出『増田宋太郎遺稿』四六丁以下の漢詩による。地名の比定は主として角川『日本地名大辞典』および水野公寿氏のご教示による。